

「くくるナゴ Story」認証要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、名護市で製造、生産された、商品、製品、加工品、農林水産物を「くくるナゴ Story」として認証し、「名護市ブランド」として情報発信することにより、名護市発の商品、製品、加工品、農林水産物の地域ブランド力を高め、名護市の知名度向上による来街者増をはかるとともに、産業振興及び地域活性化に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「認証」とは、事業者等からの申請に基づき、商品等について一定基準に適合するものを「くくるナゴ Story」として認めることをいう。

(認証委員会の設置)

第 3 条 会長は、「くくるナゴ Story」の認証に必要な事項を審議するため、「くくるナゴ Story」認証委員会（以下認証委員会）を置く。

2 認証委員会の組織その他必要な事項は、会長が別に定める。

(認証申請資格)

第 4 条 「くくるナゴ Story」の認証を申請する資格のあるものは、名護市商工会会員及び名護市内で商品、製品、加工品、農林水産物を製造、生産、提供している事業者並びに個人とする。

(認証基準)

第 5 条 会長は、認証にあたり、コンセプト、独自性・主体性、信頼性、市場性に基づき認証の基準（以下「認証基準」をいう。）を定める。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、前項の認証基準について変更することができる。
- 3 会長は、第 1 項に規定する認証基準について、認証委員会の意見を聞くことができる。

(認証の申請)

第 6 条 認証を受けようとする者（以下「申請者」）は、各年度毎の別に定める時期に、「くくるナゴ Story」認証申請書（様式第 1 号。以下「認証申請書」という。）を会長に提出しなければならない。

(認証の審査)

第 7 条 会長は、第 6 条の規定による申請があった場合は、認証の対象となる事業者等が第 4 条に規定する資格を満たすかどうかを審査するものとする。

2 会長は、前項の規定による審査で資格を満たすと判断されたものについて、認証委員会において、第 5 条に規定する認証基準に基づく審査を行うものとする。

3 前項の審査について、申請者等から意見を聞くことができる。

(認証の決定)

第 8 条 会長は前条の規定による審査において、商品等が認証基準に適合すると認めるときは、「くくるナゴ Story」認証商品（以下「認証品」という。）を認証する。この場合において、「くくるナゴ Story」認証書（様式第 2 号）を、認証を受けた者（以下「認証品取扱者」という。）に交付する。

2 会長は、前項の規定による審査について、商品等が認証基準に適合しないと認めるときは、「くくるナゴ Story」認証審査結果通知書（様式第 3 号）により申請者に通知する。

3 認証基準に適合しないと認める商品等は、同じ内容で再度申請ができないものとする。

(認証の有効期限及び再認定)

第 9 条 前条第 1 項に規定する認証の有効期限は、認証日の属する年度から 3 年度目の 3 月 31 日までとする。

2 前項に規定する認証の有効期限が満了となる場合において、再認証を受けようとするものは、当該年度任期満了となる 1 ヶ月前（当該年度

の2月末日)までに「くくるナゴ story」認証更新申請書(様式第4号。「以下更新申請書」という。)を会長に提出しなければならない。

3 第7条から第8条までの規定は、前項の再認証について準用する。

(認証内容の変更)

第10条 認証品取扱者は、次の各号のいずれかに認定内容が該当するときは、「くくるナゴ Story」申請事項変更届出書(様式第5号)により、速やかに会長に提出しなければならない。

- (1) 認証品の名称等を変更したとき。
- (2) 認証品取扱者の氏名、名称若しくは代表者又は住所等を変更したとき。
- (3) 認証品の製造もしくは販売等を1年以上中止又は廃止したとき。
- (4) 認証品の規格、形状、包装及び容器に係るデザインを著しく変更したとき。
- (5) その他認証申請書記載事項等に変更が生じたとき。

(認証の表示)

第11条 認証品取扱者は、認証品、包装、容器、啓発用等に認証品であることを表示することができる。

2 認証マークの印刷表示に関する費用は、認証品取扱者の負担とする。

(調査及び検査)

第12条 会長は、必要があると認めるときは、認証品の調査又は検査を行うことができる。

2 認証品取扱者は、前項の規定に基づいて行う調査及び検査に協力するとともに、その指示に従うものとする。

(認証の取り消し)

第13条 会長は、認証品が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。この場合において、会長は、認証委員会の意見を聞くものとする。

- (1) 認証基準に適合しなくなると認めるとき。
- (2) 虚偽の申請により認証を受けたとき。
- (3) 第12条の規定による調査又は検査を正当な理由なく拒否したとき。

- (4) その他制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。
- 2 認証品取扱者は、前項の取り消しを受けたときは、直ぐに「くくるナゴ Story」認証書を会長に返還しなければならない。
- 3 会長は、認証を取り消したときは、その対象となる認証品及び認証品取扱者を公表することができる。
- 4 第1項に規定する認証の取り消しを受けた認証品取扱者は、取り消しの日から1年を経過しなければ、新たな申請をすることができない。

(認証品取扱者の責務)

第14条 認証品取扱者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、認証品の製造、加工、生産及び販売等を通じて積極的に名護市のイメージ向上に努めなければならない。

- 2 認証品の品質、流通及び販売等に事故が生じたときは、「くくるナゴ Story」事故発生通知書(様式第6号)により、直ぐに会長に報告しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、認証委員会等の意見を聞き、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成29年7月1日より施行する。